

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川場村は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

川場村長

公表日

令和6年7月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者の資格管理に伴う事務 ②保険給付の支給事務
③システムの名称	国保資格管理システム、前期高齢者システム、国保滞納対策システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
資格ファイル、前期高齢者資格ファイル、国保税込滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 1. 2. 3. 4. 5. 27. 39. 42. 43. 44. 45. 46. 58. 93項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川場村健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地3200 Tel0278-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課 378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地3200 Tel0278-25-5074

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年12月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 1. 2. 3. 4. 5. 27. 39. 42. 43. 44. 45. 46. 58. 93項	番号法第19条第8号 別表第二 1. 2. 3. 4. 5. 27. 39. 42. 43. 44. 45. 46. 58. 93項	事後	
令和4年4月1日	対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	公表日	令和3年12月8日	令和4年6月30日	事後	
令和5年4月1日	対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	公表日	令和4年6月30日	令和5年7月3日	事後	
令和6年4月1日	請求先	総務課 378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地2390-2 TEL0278-52-2111	総務課 378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地3200 TEL0278-52-2111	事後	
令和6年4月1日	連絡先	健康福祉課 378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地2390-2 TEL0278-52-2111	健康福祉課 378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地3200 TEL0278-25-5074	事後	
令和6年4月1日	対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	公表日	令和5年7月3日	令和6年7月3日	事後	